

令和4年9月太子町教育委員会（定例会）
会 議 録

令和4年9月30日、午前10時より太子町教育委員会を役場行政棟3階ホール（災害対策室）に招集した。

1. 議 事 日 程

第1. 開会・教育長あいさつ

第2. 本日の会議録署名委員指名

第3. 行事結果・予定報告

第4. 教育長報告

太子町教育委員会後援名義使用許可について

全国学力・学習状況調査について

第6. 議 事

議案第46号 太子町たちばな大学設置要綱の一部改正について

議案第47号 太子町成人式企画運営委員会設置要綱の一部改正について

議案第48号 学校指定の変更申立てに関する専決処理について

議案第49号 令和4年度要保護・準要保護児童生徒の認定について

2. 本日の会議に出席した教育委員

教育長職務代理者 福田 秀樹

委員 福本 充治・杉本 泰代

3. 本日の会議に出席した事務局職員

教 育 次 長 栗岡 正則

管 理 課 長 改野 学由

社会教育課長 大谷 康弘

文化推進課長 田村 三千夫

管理課係長 武中 俊明

管理課主査 太田 祐一朗

●開会・教育長あいさつ

教育長職務代理 定刻になりましたので、9月の定例教育委員会を始めさせていただきます。
私事ですが、太子町議会9月定例会において再任の同意をいただきました。
引き続きよろしくお願いいたします。

●本日の会議録署名委員指名

教育長職務代理 本日の会議録の署名委員について、福本委員と杉本委員を指名させていただきます。
よろしくお願いいたします。
また、本日の第48号、第49号議案は、個人情報を含む内容ですので、非公開とさせていただきますがよろしいでしょうか。

各委員 結構です。

教育長職務代理 ありがとうございます。それでは、非公開とさせていただきます。

●行事結果・予定報告

教育長職務代理 行事結果・予定報告の説明をよろしくお願いいたします。

管理課長 行事結果・行事予定の説明をさせていただきます。
＜9・10・11月の行事結果・予定報告の説明＞

教育長職務代理 9・10・11月の行事結果と行事予定について説明いたしましたが、これについて、
ご意見ご質問等はございませんか。

各委員 ありません。

教育長職務代理 次に、教育長報告をお願いします。

●教育長報告

教育次長 はじめに、太子町教育委員会後援名義使用許可に関してご説明させていただきます。
1件目の申請者は、たつの市ソフトテニス協会 会長 大村 哲氏です。
事業名称は、「第75回井口杯ソフトテニス大会」です。令和4年9月10日に太子町
総合運動公園等で実施されております。
事業目的としては、「ソフトテニスを通じて技術交流及びマナーの向上をめざす」こ
ととなっております。
以上でございます。

教育長職務代理 ご意見、ご質問はございませんか。

各委員 ありません。

教育長職務代理 では、次の報告について説明をお願いします。

教育次長 2件目の申請者は、公益財団法人 YMCA せとうち 代表理事 太田 直宏氏です。

教育長職務代理
各委員
教育長職務代理
教育次長

事業名称は、「YMCA ハチ高原スキーキャンプ」です。令和4年12月28日から令和4年12月30日の間にハチ高原スキー場にて開催されます。

事業目的としては、「子どもたちの豊かな育ちのためには、自然の中での本物体験が重要であると認識し、発達年齢にあわせて多くの仲間と出会い、自然の中で五感を使って良質な体験を重ね、気づきを通してさまざまな価値観を体得していく」こととなっております。

以上でございます。

ご意見、ご質問はございませんか。

ありません。

では、次の報告について説明をお願いします。

3件目の申請者は、コールひまわり 改發 由加里氏です。

事業名称は、「結成45周年記念コンサート」です。

令和4年10月23日に丸尾建築あすかホール 中ホールにて開催されます。

事業目的としては、「音楽文化（コーラス）の継承、団員相互の絆を深める」こととなっております。

以上でございます。

教育長職務代理
各委員
教育長職務代理
教育次長

ご意見、ご質問はございませんか。

ありません。

では、次の報告について説明をお願いします。

4件目の申請者は、公益財団法人兵庫県スポーツ協会 兵庫県スポーツ少年団 本部長 玉谷 康彦氏です。

事業名称は、「令和4年度第32回兵庫県スポーツ少年団総合競技大会」です。令和4年11月20日から令和5年1月9日の間にダイセル播磨光都第2サッカー場等で開催されます。

事業目的としては、「兵庫県スポーツ少年団の育成事業の一環として総合競技大会を開催することにより、団員に競技する喜びを体験する機会を広く提供し、団員相互の交流を深め、本県スポーツ少年団の普及発展を図る」こととなっております。

以上でございます。

教育長職務代理
各委員
教育長職務代理
教育次長
管理課長

ご意見、ご質問はございませんか。

ありません。

それでは、次の報告をお願いします。

続いて、全国学力・学習状況調査について管理課長より報告させていただきます。

全国学力・学習状況調査の概要について、ご報告申し上げます。

調査日は、令和4年4月19日火曜日です。調査事項は児童・生徒に対する調査では国語、算数または数学、4年ぶりの理科の教科調査、そして児童・生徒の質問紙調査、学校に対する質問紙調査となっております。

対象は、小学校6年生と中学校3年生で、全国では小学生約97万8千人と中学校約92万9千人が解答しております。

なお、新型コロナウイルス感染症による影響等により後日実施した学校が、全国的に

見ますと 170 校余りございます。太子町にはございませんが、後日実施校については、全体集計からは除外されております。

本調査の目的は、児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童・生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることであります。

なお、本調査によって測定できるのは、あくまでも学力の特定の一部であり、学校における教育活動の一側面でございます。

各学校へは調査結果を分析し、今後の指導方法等の改善、学習意欲向上につなげるよう指示をしております。教育委員会としては各校の分析を踏まえて必要に応じて教育施策へ反映させていく必要があると考えております。

また、現在各校の分析、町全体の分析を行っているところですので、詳細は次月以降にご報告申し上げたいと思います。

＜概要について説明＞

かつては、兵庫県では、平均が全国平均の±5%までは全国と同程度としておりました。現在は、兵庫県では「同程度」という表現はしておりません。本町においても、概ね全国平均の±5%以内に入っておりますが、やや課題のある教科もあります。

また、教科によって、学校間に平均正答率の差がありますが、一概に数字だけで議論するものではないと考えております。

先ほど申しあげましたとおり、この調査は学力の一部を測定するものですので、これが全てではありません。調査の結果だけに振り回されるのではなく、やるべきことをしっかりやることに努めていきたいと考えております。

ご意見、ご質問はございませんか。

ありません。

私、この後用務のため退席させていただきますので、先にコロナ関係の報告をさせていただきます。

＜学校現場における新型コロナウイルス感染症の状況について説明＞

ご意見、ご質問はございませんか。

ありません。

＜管理課長、退席＞

●議事

次に、議事に移ります。

議案第 46 号について事務局から説明をお願いします。

議案第 46 号太子町たちばな大学設置要綱の一部改正についてご説明申し上げます。太子町たちばな大学設置要綱の改正内容としては、第 2 条第 3 項中「文化推進課」を「社会教育課」に、「文化推進課長」を「社会教育課長」に改めるものでございます。これは、たちばな大学の業務が令和 4 年度より文化推進課から社会教育課へ移管されたことに伴うものです。

教育長職務代理
各委員
教育長職務代理
各委員
教育長職務代理
社会教育課長

以上でございます。

ご意見、ご質問はございませんか。

ありません。

それでは、議案第 46 号は承認としてよろしいでしょうか。

結構です。

続いて、議案第 47 号について事務局から説明をお願いします。

議案第 47 号太子町成人式企画運営委員会設置要綱の一部改正についてご説明申し上げます。

太子町成人式企画運営委員会設置要綱の改正内容としては、題名中「成人式」を「20 歳のつどい」に改めます。第 1 条中「新成人」を「20 歳のつどいを開催する年度に 20 歳を迎える者（以下「20 歳となった者」という。）」に、「成人式」を「20 歳のつどい」に改めます。

第 2 条中「成人式」を「20 歳のつどい」に改める。第 3 条第 1 項中「20 名」を「12 名」に改め、同上第 2 項第 1 号中「成人式を開催する年度に 20 歳を迎える者」を「20 歳となった者」に改めます。第 4 条中「成人式」を「20 歳のつどい」に改めるものでございます。

これは、民法の改正により、成人年齢が引き下げられたことに伴うものでございます。

以上でございます。

教育長職務代理
各委員
教育長職務代理
各委員
教育長職務代理

ご意見、ご質問はございませんか。

ありません。

それでは、議案第 47 号は承認としてよろしいでしょうか。

結構です。

次の議案より非公開となりますが、非公開となる前に協議や報告をしておくことはあります。

各委員
教育長職務代理

特にありません。

私から教育長職務代理者について、お諮りしたいと思います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項において「教育長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ指名する委員がその職務を行う」とあります。本町においては、旧教育委員会制度において、教育委員長に選任された委員は 2 年間ずつ務めていた経緯から、新教育委員会制度でもそれを引き継ぐ形で、「教育長職務代理者の任期は 1 年とし、特別な事情がない限り 2 期務める」ことが慣例となっていました。

本来であれば、転勤により令和 4 年 3 月末に教育委員を辞職された圓尾元委員に 9 月末まで教育長職務代理者を務めていただく予定でしたが、圓尾元委員の残任期間は私（福田）が指名を受けておりました。

10 月以降の教育長職務代理者については、いかがいたしましょうか。

委員
委員
教育長職務代理

福田委員にそのままお務めいただけると非常に心強いです。

同じ意見です。

それでは、10 月以降も教育長職務代理者を務めさせていただきます。

教育長職務代理
管理課係長

新たに教育長が任命された後の職務代理者については、新教育長の判断に委ねたいと思います。よろしくお願いいたします。

他にご意見、ご質問はございませんか。

管理課より報告させていただきます。

8月定例会教育委員会の場で、9月町議会定例会へ上程する「太子町学校給食費に関する条例」についてご説明をさせていただいております。

本条例内では、「この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。」こととなっております。この規則については、近隣自治体の事例などを含め内部協議を行った結果、首長部局の規則として定めさせていただきました。

首長部局の規則として定めることとなった主な理由は、給食会計が公会計化され一般会計に組み込まれることになったため、今後の給食費の徴収や運営を首長部局で責任を持って実施していくということとなっております。

施行規則では、給食費の額、徴収方法、納付方法や督促などが規定されておりますので、この場でご報告申し上げます。

教育長職務代理
各委員

ご意見、ご質問はございませんか。

ありません。

教育長職務代理

ここからは非公開となります。

管理課係長

それでは、非公開議案について事務局より説明をお願いします。

<議案第48号「学校指定の変更申立てに関する専決処理について」説明>

本議案は個人情報保護の観点から非公開

管理課主査

<議案第49号「令和4年度要保護・準要保護児童生徒の認定について」説明>

本議案は個人情報保護の観点から非公開

●その他

教育長職務代理

本日の会議は全て終了しましたが、その他事務局より何か連絡事項はありますか。

無いようであれば、私から1点ございます。

先月の臨時教育委員会で、セクハラ疑惑の件について何点か町長への申し入れをする必要があるということで総括に向けた協議を行ったと思います。

しかしながら、現在の町の状況を鑑みると教育委員会として単独で総括を行うことは難しい状況となってしまったと考えますがいかがでしょうか。

各委員

そのとおりだと思います。

教育長職務代理

それでは、教育委員会単独での総括は現時点では控えるということによりよろしいでしょうか。

各委員

結構です。

教育長職務代理

その他、連絡事項はありますか。

次回定例会は10月21日（金）午前11時に開会します。

それでは、9月の定例会はこれで終了させていただきます。お疲れ様でした。

令和4年9月30日 午前10時40分閉議